

総行住第8号
令和6年1月5日

各都道府県住民基本台帳担当部長
各指定都市住民基本台帳担当部長 殿

総務省自治行政局住民制度課長
(公印省略)

令和6年能登半島地震の影響を踏まえた住民基本台帳事務の取扱い
について（通知）

令和6年能登半島地震の影響により、石川県輪島市、内灘町、穴水町及び能登町（以下「被災地域」という。）においては住民基本台帳事務の処理が困難な状況であるとの連絡を受けております。

このため、被災地域の住民が貴都道府県内の市区町村に転入するに当たって転出証明書を提出できない場合等が想定されることから、下記により取り扱うことが適当と考えられますので通知します。

なお、住民基本台帳事務の処理が可能となった市町村については、順次通知します。

各都道府県においては、この旨を貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）にも周知されるようお願いします。

本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

- 1 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第22条第1項及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第22条の規定に基づき、法第22条第1項第1号から第6号までに掲げる事項のほかに、届出をする者の出生の年月日、男女の別及び戸籍の表示（外国人住民にあっては、出生の年月日、男女の別、法第30条の45に規定する国籍等及び同条の表の下欄に掲げる事項）を転入地の市区町村に届け出させることにより、転入届を受理して差し支えないこと。ただし、戸籍の表示（外国人住民にあっては、法第30条の45の表の下欄に掲げる事項）については、本人が記憶又は記録していない場合には、届け出ることができなくてもやむを得ないものとする。

- 2 1の場合には、転出証明書により転入届に記載された事項の確認を行うことができないことから、住民基本台帳事務処理要領第4-2-(2)-オ-(ア)により、戸籍と照合し、又は他市区町村に本籍を有する者については、当該本籍地市区町村に戸籍の記載事項について照会する等の方法（外国人住民にあつては、在留カード等の記載と照合し、又は出入国在留管理庁に照会する等の方法）により、その事実を確認した上、住民票の記載を行うことが適当であること。
- 3 1及び2の住民基本台帳に関する事務の処理に関し、住民に係る氏名（通称が住民票に記載されている外国人住民にあつては、氏名及び通称）、出生の年月日、前住所地、個人番号及び住民票コードの確認等を行うに当たっては、法第30条の10第1項第3号及び第30条の12第1項第3号の規定により、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を適切に活用すること。
- 4 2について、本籍地市区町村も被災地域であり、戸籍の記載事項について照会を行うことが困難である者については、当面、下記のとおり取り扱うこととして差し支えないものであること。
- (1) 被災地域の住民であった者から、法第22条第1項第1号から第6号までに掲げる事項並びに届出をする者の出生の年月日、男女の別及び戸籍の表示を届け出させ、3のとおり必要に応じ住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報で確認をした上で、当該届出に基づき住民票の記載をすること。
- (2) なお、(1)の方法により、住民票の記載をした場合には、戸籍との照合が可能となった段階で、できる限り速やかに、本人の氏名、出生の年月日、戸籍の表示等について確認を行うことが適当であること。
- 5 1により転入届を受領した場合において、法第9条第1項に基づく転出地の市区町村長への通知を当該市区町村長が受領できないとき、又は法第19条第1項に基づく本籍地の市区町村長への通知を当該市区町村長が受領できないときには、転出地の市区町村長又は本籍地の市区町村長においてこれらの通知を受領することができる状況になるまでの間、転入地市区町村長において通知を留保すること。
- ただし、転出地の市区町村又は本籍地の市区町村が災害から復旧し、通知を受領できる状況となったことを確認した際には、速やかに通知すること。

(担当)

総務省自治行政局住民制度課

小泉、水谷、菅村、松田

TEL : 03-5253-5517 (直通)

FAX : 03-5253-5592